

年度途中入所 申請スケジュールについて

【1】入所申込みについて

- ・入所希望日での入所ができるように、スケジュールを確認し、余裕をもって書類の準備をしてください。
- ・原則、定例調整のスケジュールで申請していただくこととなりますが、やむを得ず、定例調整の受付期間に申請が間に合わなかった場合は随時調整スケジュールで利用調整します。

(例) 5/8 から保育所を利用したい児童の場合

- ① 定例調整での申請（※原則、定例調整のスケジュールにて申請してください。）
 - ・3/24～4/4 までに市窓口で入所申請をしてください。
 - 定例調整（5/1～31 入所）の受付期間に受理した申請書は、4/7～9 の利用調整期間に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。
- ② 随時調整での申請（※①で申請ができなかった場合に申請してください。）
 - ・4/7～4/16 までに市窓口で入所の申込みをしてください。
 - 随時調整（(2)4/27～5/3 入所）の受付期間に受理した場合であっても、随時調整（(3)5/4～10 入所）の受付期間に受理した申請書とあわせて、利用調整期間（4/18）に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

【2】定例調整について

- ・定例調整で設定している入所期間よりも、早く申請する場合は3か月以内とします。
- ※ただし、利用調整については、入所日に応じた利用調整期間で行います。
- (例) 7/2 に入所を希望している児童が、3/24～4/4 の定例調整（5/1～31 入所）で申請した場合は、書類の受付はしますが、定例調整（7/1～31 入所）の受付期間に受理した申請書とあわせて、利用調整期間（6/2～4）に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

【3】随時調整について

- ・随時調整で設定している入所日より早い入所日で申請があった場合は、原則、スケジュールで設定している最短の入所日に調整させていただきます。
- (例) 5/8 に入所を希望している児童が、4/21～23 の随時調整（(4)5/11～5/17 入所）で申請した場合は、入所日を5/11 に調整させていただきます。
- ※ただし、緊急を要す児童保護や横手市への転入等、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

【4】利用調整について

- ・利用調整期間に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行うことから、施設や保護者への入所に関する連絡は利用調整日以降となります。
- ・定例調整で申請のあった児童を利用調整した後に、随時調整で申請のあった児童を利用調整することから、随時調整で申請のあった児童が定例調整で申請のあった児童よりも、入所日がはやい場合であっても定例調整で申請のあった児童の入所を優先します。